

(別紙4)

○実費徴収を認めてもよいと考えられるもの(案)

| 項 | 目 | 等 |
|--|---|---|
| 1. 日常生活上のサービスに係る費用 | | |
| | ゲーム機、パソコン(インターネットの利用等)の貸出し | |
| | MD、CD、DVD各プレイヤーの貸出し及びそのソフトの貸出し | |
| | 鉄アレイなどの運動用具の販売 | |
| | 患者図書館の利用料 | |
| | 尿とりパット、腹帯、T字帯 | |
| 2. 公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用 | | |
| | 産業医が主治医に依頼する職場復帰等に関する意見書等 | |
| | 外国人患者が自国の保険請求等に必要診断書等の翻訳料 | |
| | 生命保険等に必要診断書等の作成代 | |
| 3. 診療報酬点数表上実費徴収が可能なものとして明記されている費用 | | |
| | * 特に意見等なし | |
| 4. 医療行為ではあるが疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用 | | |
| | 治療中のインフルエンザ等の予防接種 | |
| | 治療中の美容形成(しみとり) | |
| | ニコチネルTTS処方 | |
| 5. その他 | | |
| | 保険薬局における患者への調剤した医薬品の持参料 | |
| | 日本語を理解できない患者に対する治療内容や看護内容の説明の際における通訳 | |
| | 退院時における医療ソーシャルワーカーによる療養の給付とは関係のない相談 | |
| | 聴覚障害者のための手話・通訳 | |
| | 他院より借りたフィルムの返却時の郵送代 | |
| | 院内併設プールやフィットネス施設で行なうマタニティスイミングや軽度の肥満患者に対する減量トレーニングに係る費用 | |
| | 外来診療での特別診察室の使用料 | |

○実費徴収を認めるべきではないとの考え方で整理されてきたもの(案)

| 項 目 等 | 考 え 方 |
|---|---|
| 1. 明らかに診療報酬上評価されているもの | |
| ウォークマン等を使用した際の充電に係る電気代 | 入院基本料等の点数の中で評価されている |
| おむつ交換や吸引などの処置時に使用する手袋代 | 入院基本料等の点数の中で評価されている |
| おむつの処理費用 | 入院基本料等の点数の中で評価されている |
| 電気アンカ使用料、電気毛布使用料 | 入院基本料等の点数の中で評価されている |
| 医療法等において義務付けられている特定機能病院や臨床研修指定病院の相談窓口での相談 | 入院基本料等の点数の中で評価されている |
| 患者に使用する車椅子用座布団等の消毒洗浄の費用 | 入院基本料等の点数の中で評価されている |
| 皮膚過敏症に対するカブレ防止テープの提供 | 入院基本料等の点数の中で評価されている |
| 医師がインターネット等より取得した診療情報の提供 | 療担規則において、療養上必要な事項は理解し易いように指導しなければならないこととされており、患者教育に必要なものは基本診療料等に含まれている |
| 在宅療養者の電話診療、医療相談 | 再診料として算定すべきである |
| 血液検査など検査結果の印刷費用代 | 個々の検査点数に含まれている |
| 骨折や捻挫などの際に使用するサポーターや三角巾 | 処置にあたり通常使用される包帯、ガーゼ等衛生材料は、所定点数に含まれている |
| 医療機関が提供する在宅医療で使用する衛生材料等 | 在宅療養指導管理料に含まれている |
| 入院患者が、食事をしやすいように、食事にとろみ剤やフレーバーを使用した時の実費徴収 | 入院時食事療養費制度の中で評価されている |
| 医師の指示によるスポイト代(保険薬局) | 調剤技術料等の点数の中で評価されている |
| 散剤のカプセル充填のカプセル代(保険薬局) | 自家製剤加算で評価されている |
| 一包化した場合の分包紙代(保険薬局) | 治療上の必要性はないが患者の希望に基づく場合については、既に実費徴収可で整理済みであるが、治療上の必要性が認められるものについては、調剤技術料の中で評価されている |
| ユニパック代(保険薬局) | 治療上の必要性はないが患者の希望に基づく場合については、既に実費徴収可で整理済みであるが、治療上の必要性が認められるものについては、調剤技術料の中で評価されている |
| 2. 診療報酬上評価されているか否かの境界が不明確である等の理由により、医療現場で対応が分かれているもの | |
| 他施設へ紹介する場合に添付するレントゲンのコピー代 | 現在、通知上費用徴収できない旨明示されているものの、高度な画像診断機器等の普及に伴い画像情報が増加している状況をどのように考えるか |
| 松葉杖の貸与料 | 標準的な仕様は費用負担なしで提供する一方で、特別な仕様(軽量化など)を希望する場合は、徴収できることとしてはどうか |
| 在宅自己注射指導管理料、血糖自己測定加算以上の自己測定を患者が勝手に医師の指示を超えて測定したことにより、血糖試験紙、穿刺針を追加せざるをえなくなった場合の料金の徴収 | |

○引き続き検討が必要であると考えられるもの(案)

| 項 目 等 | 備 考 |
|---------------------------------------|--|
| 1. 他法令との関係について整理が必要なもの | |
| コンタクトレンズの医療機関内での販売 | 医療法との関係を含め、医療機関が行うことが適当かどうか慎重な検討が必要ではないか |
| 医療用栄養食品の医療機関での販売 | 医療法との関係を含め、医療機関が行うことが適当かどうか慎重な検討が必要ではないか |
| 肥満・糖尿病治療に併用して使用する合成甘味料・ダイエット食品の販売 | 医療法との関係を含め、医療機関が行うことが適当かどうか慎重な検討が必要ではないか |
| 患者の移送費(単なる送迎・帰宅の場合) | 旅客運送等に係る法制との関係を含め検討が必要ではないか |
| 2. 療養の給付として整理するべきか否か今後検討が必要なもの | |
| セカンド・オピニオンによる相談 | 保険給付による対応との関係を含め検討することとしてはどうか |
| 禁煙指導 | 保険給付による対応との関係を含め検討することとしてはどうか |
| 下肢静脈瘤の治療に対する弾性ストッキングや弾性包帯の給付 | 保険給付による対応との関係を含め検討することとしてはどうか |
| 臨床心理士による相談 | 保険給付による対応との関係を含め検討することとしてはどうか |
| 患者、家族からの求めによる24時間体制の看護、介護に係るサービス | 患者が保険外負担として多額の差額を求められていた付添看護の廃止前の状況に戻ることが危惧されることから、慎重な検討が必要ではないか |